

八潮市一般向けスポーツ教室業務委託仕様書

1 委託業務名

八潮市一般向けスポーツ教室業務委託

2 委託事業の目的

八潮市（以下「市」という）は、継続的に身体を動かす習慣を身につけ、健康づくりや仲間づくりのきっかけとなる、だれもがスポーツを楽しめる機会の提供として、スポーツ教室を実施している。

その業務を委託することにより、多様化する市民のライフスタイルやスポーツに対するニーズなどを的確に把握し、魅力あるスポーツ教室を開催することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 受講対象者

市内に在住、在勤、在学（中学生以上）する者を対象とすること。
但し、夜間に開催する教室は、高校生以上を対象とすること。

5 定員

1教室あたり30人とすること。
なお、プログラムの内容によっては市と協議の上、決定すること。

6 開催場所

市内公共施設等

7 業務内容

(1) スポーツ教室の開催について

① プログラムの企画

実施するプログラム内容は、市と十分協議を行い、市の現状や多様化する市民のライフスタイルやスポーツに対するニーズなどを踏まえた上、初心者から経験者まで、また若い世代から高齢者まで参加できるよう配慮をしたプログラムを企画すること。

なお、教室数等については、**別紙1-1**のとおりとすること。

② 募集チラシ、実施要項及び申込書（以下「募集チラシ等」という。）のデータ作成

ア 募集チラシを作成すること。作成するチラシは、以下のとおりとしイラストや写真などを交えわかりやすく作成すること。

- a 年間を通じたプログラム内容がわかるもの
- b 1期ごとにプログラムと具体的にその内容がわかるもの

イ 実施要項は以下の a から h までに留意し、わかりやすく作成すること。

- a 各プログラムの実施目的及び実施内容を明記すること
- b 開催日時及び会場を明記すること
- c 募集対象及び募集人数を明記すること
- d 申込方法及び参加費を明記し、参加費に関しては返金についての注意事項等も明確にすること
- e プログラムが中止となる場合についても明記すること
- f 傷病や紛失、その他の事故等についての責任の所在を明確にすること
- g 会場において市又は受注者が撮影した写真等について、次回以降の募集チラシ等に掲載する可能性があることを明記すること
- h その他、市及び受注者又はいずれか一方が特に必要と認める事項については、協議により記載の判断をすること

ウ 作成した募集チラシ等は、電子データで市に納品すること。

エ その他、ポスターを作成するなど、効果的な募集広報を行うこと。

③ 教室の開催期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間で、市民が参加する機会を多く提供できるよう開催期間を設定した上、原則全8回を1期とし、1年を4期に区分して実施すること。

また、スポーツ実施率向上のため、より参加しやすくすることを狙いとし、1回ごとに参加可能な教室（ワンデーレッスン）も1期ごとに計画すること。

④ 教室の開催日時

1回あたりの開催時間は原則60分とし、開催する曜日・時間帯は、**別紙1-1**のとおりとすること。

なお、開催時間、曜日、時間帯について、より多くの参加者を集めるための提案などがある場合は、市と受注者で協議の上、決定すること。

⑤ 教室当日の出欠確認

市が作成した参加者名簿を使用し、教室当日に参加者の出欠確認を行うこと。

⑥ 教室の指導

企画したプログラムを基に指導を行うこと。

⑦ アンケート

市民ニーズを把握し、教室の改善に役立てるため、1期1教室ごとに受講者全員に対しアンケートを実施・集計した上で、市に報告すること。

なお、アンケートの実施方法については、市と協議の上、決定すること。

(2) 教室の運営管理

教室が円滑に実施されるよう管理運営全般に配慮すること。

- ① 担当する教室の講師は、必要な経験・資格を有する者であること。
また、地元で指導を行っている講師を積極的に活用すること。
- ② 教室で使用する備品等を適切に管理すること。
- ③ 受講者数の減少が見込まれる場合、受講者数を増やす方法について考案し行うこと。
- ④ 悪天候等および天災（台風）等により教室の実施について判断が必要な場合、受注者は市と協議の上、教室実施の可否を判断すること。
- ⑤ 悪天候、天災等により教室が中止になった場合、事業の振替実施は行わないこと。
- ⑥ その他の不可抗力の事態（新型感染症等の発生）が発生した場合は、市の実施可否の判断に従うこと。

8 安全対策

(1) 急病等への対応

受注者は、受講者の急な病気、けが等に対応できるよう、マニュアルを作成するとともに、AEDについてその取り扱いを習熟するほか、緊急時には的確な対応を行うこと。また、利用者、来場者等に重大な事故が起こった場合は、直ちに委託者にその旨を連絡すること。

(2) 緊急時の対応

受注者は、災害等緊急時の避難、誘導、安全確保及び必要な通報等についてのマニュアルを作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

また、警察、消防等に要請するような緊急事態が発生した場合は、直ちに発注者にその旨を連絡すること。

(3) スポーツ安全保険等の加入

受注者は、万が一、事故等が発生した場合の備えとして、受講者を対象としたスポーツ安全保険等に加入すること。

最低限度額については以下のとおりとすること。

- ・死亡保険金 1,000万円
- ・入院保険金日額 4,000円
- ・通院保険日額 1,500円

9 引継ぎ

受注者は、履行期間終了等により次期受注者が決定されたときは、市の指示する事項について、次期受注者への引継ぎを書面により誠実に行うこと。

また、次期受注者が業務を開始するまでに引継ぎを完了させること。

10 業務報告

1期（8回）終了ごとに、発注者に業務報告を行うこと。

また、本業務がすべて完了した際には、各講座の実施内容や受講者数等を明記した業務報告書及びアンケート集計結果を提出すること。

11 個人情報保護

受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るとともに、その取扱いについては法令等を遵守して、個人情報に関する書類の紛失や盗難等、情報の管理には十分注意すること。

12 その他

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこと。

また、受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の書面による承認を得ること。この場合において、市は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができること。

(2) この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と受注者が必要に応じて協議の上、決定すること。